

伊豆の国市かわまちづくり実証実験

(二期)

募集要項



令和3年7月

伊豆の国市狩野川利活用調整協議会

目 次

1	実証実験の趣旨	1
2	募集内容・使用条件	2
3	募集方法	3
3.1	応募方法	3
3.2	応募対象	4
3.3	応募書類	5
3.4	応募書類作成上の留意点	5
3.5	応募書類の取扱い	5
3.6	スケジュール	6
4	審査について	7
4.1	審査方法	7
4.2	審査基準	7
4.3	審査結果の公表	8
4.4	募集・選定に関する留意事項	8
4.5	協議・調整	8
4.6	使用契約の締結	8
5	実施報告書・アンケートの提出について	9

- ・伊豆の国市施設使用参加申請書 (様式1号)
- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号)
- ・施設使用企画提案書 (様式3号)
- ・使用許可書 (様式4号)
- ・実施報告書 (様式5号)
- ・実証実験実施対象箇所
伊豆の国市神島地区及び吉田地区 (狩野川 22.2k～24.6k)

1 実証実験の趣旨

伊豆の国市狩野川利活用調整協議会（※1）（以下「協議会」という。）では、令和2年1月に策定した「伊豆の国市かわまちづくり計画」の実現に向けて、地域住民を始めとした関係機関と連携しながら、水辺空間の整備を進めるとともに、狩野川を軸とした地域の魅力・賑わいの再生に向けた取組みを進めております。

この度、協議会では、狩野川を利活用し、地域の活性化や新たな賑わい・憩いの場の創出に向けた検証を事前に行うため、令和2年8月より実証実験を実施しています。実証実験では、伊豆の国市神島地区及び吉田地区の河川区域において、売店、オープンカフェなどの営業活動が可能（※2）です。実証実験の主旨に賛同し、伊豆の国市の活性化に寄与する活動を行う希望のある事業者（以下「施設使用者」という。）は、伊豆の国市かわまちづくり実証実験募集要項（以下「本要項」という。）に基づき、応募願います。

協議会では、この取組みで市民ニーズや、施設使用者とその営利活動状況の把握などを行い、今後の狩野川の利活用に反映します。

※1 伊豆の国市狩野川利活用調整協議会は、国土交通省沼津河川国道事務所、伊豆の国市、地域住民、民間団体等で組織されています。

※2 国土交通省は、平成23年に河川を占用する場合の規則「河川敷地占用許可準則」を規制緩和し、一定の枠組みの中で民間事業者等も河川敷を使用した営業活動（飲食店・売店・オープンカフェ等）が可能となりました。

2 募集内容・使用条件

①実施区域	○狩野川神島地区及び吉田地区（狩野川 22.2k～24.6k）
②募集期間	○2021年9月1日（水）～2022年10月31日（月）
③実施期間	○2021年10月1日（金）～2022年11月30日（水） ○午前8時半～午後8時までの時間内 （活動施設の準備から片付けまで全ての時間を含む）
④使用料等	○無料（実証実験期間中）
⑤使用条件	○狩野川実証実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止とします。 【主旨】狩野川の水辺空間を活かしたまちづくり ○以下の事項が実施出来ることを条件とします。 1「静岡県実施方針」に基づき、利用者及びスタッフの感染症防止対策や、新しい生活様式に沿った利用方法を検討し、実施すること。 2国土交通省及び伊豆の国市が狩野川の河川敷で事業等を行う場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。 3占有施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。 4出水時の施設撤去計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。 5周辺環境に配慮し、使用区域内にゴミや汚れがないように清掃等を心掛けること。 6騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境に十分配慮すること。 7他の狩野川の河川敷を自由使用する利用者を妨げないこと。 8苦情には適切、かつ真摯に対応するとともに、その対応内容を協議会事務局に報告すること。 9水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないよう、注意喚起するとともに避難指示を適時・的確に行うこと。 10イベントを実施する場合は、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを協議会事務局に提出すること。 11飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを協議会事務局に提出すること。 12使用に際しては、上記許可証を掲示すること。 13その他、問題等が発生した場合は、協議会との協議に応じるとともに指示に従うこと。
⑥緊急時の対応	○大雨や台風等の降雨時には、河川の水位上昇の危険があるため、協議会事務局の指示に従い、施設を河川敷の外に退避させ、避難すること。
⑦その他	○音響装置や照明機材等、事業に必要な備品全ては、使用者側で準備すること。 ○一部区間は工事の関係で使用できない可能性がある。

3 募集方法

3.1 応募方法

受付期間内（2021年9月1日（水）～2022年10月31日（月））に応募書類を全て整えて、事務局「伊豆の国市都市整備部都市計画課」へ持参、又は郵送してください。（土日祝日を除く午前8時半～午後5時の間）

なお、ご不明な点等ございましたら申請前に下記まで問合せをお願いします。

事務局 伊豆の国市都市整備部都市計画課

住 所：〒410-2292 伊豆の国市長岡 184 番地の 2

T E L：055-948-2909

F A X：055-948-1468

E-mail：tosikei@city.izunokuni.shizuoka.jp

3.2 応募対象

応募は伊豆の国市内外を問わず、「企業」「団体」「個人」を対象とする。

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ信用を有する者とし
ます。また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとしま
す。なお、応募以降、審査終了までに次の項目に該当した場合は、応募資格を失うものとし
ます。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者
 - ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう
 - イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ② 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑤ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

3.3 応募書類

応募書類は、以下の書類を各1部提出してください。

- ① 伊豆の国市施設使用参加申請書（様式1号）
- ② 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書（様式2号）及び資料（役員等一覧表を含む）
- ③ 施設使用企画提案書（様式3号）

3.4 応募書類作成上の留意点

以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。

- ① 応募書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用すること。
- ② 応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。図を用いる場合等の文字については、この限りではないが、文字が十分読み取れる程度とすること。
- ③ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ④ 応募書類作成及び提出に必要な諸経費は、応募者の負担とする。

3.5 応募書類の取扱い

応募に関して必要と認める場合を除き、提出された応募書類は公表しません。また、提出された応募書類は一切返却しません。

3.6 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------------|
| ① 本要項の公表 | 2021年9月1日(水) |
| ② 応募書類受付 | 2021年9月1日(水)～2022年10月31日(月) |
| ③ 審査・使用許可 | 応募書類受付後、約1ヵ月程度 |
| ④ 実証実験の実施 | |
| ⑤ 実施報告書・
アンケートの提出 | 実証実験実施後、3週間程度 |

4 審査について

4.1 審査方法

協議会又は協議会事務局において、応募者の中から審査基準に基づき、応募書類の審査（内容確認が必要な場合はヒアリング等）を行い、施設使用者の候補者（以下「候補者」という。）を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

4.2 審査基準

以下の項目について、P-2の「2 募集内容・使用条件 ⑤使用条件」に基づき、審査します。

① 地域、実証実験への理解度及び貢献度

- ・伊豆の国市及び地域の活性化に寄与できる使用内容であるか？
- ・にぎわいと憩いの場所として狩野川を活用する使用内容であるか？

② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

- ・占用施設の使用期間満了後、退去時の原状回復することが施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか？
- ・ごみや汚れがないよう清掃等の対応について施設使用企画提案書で確認でき、適切であるか？
- ・騒音対策、煙害、臭い、ゴミ処分など周辺環境への配慮することが施設使用企画提案書で確認ができ、適切であるか？

③ 利用者への配慮と安全性

- ・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮がされているか？
- ・第三者被害に対する配慮がされているか？
- ・利用者の苦情や事故等の対応について、施設使用企画提案書で確認ができ、適切であるか？
- ・損害保険や賠償責任保険加入の記載が施設使用企画提案書にあるか？

④ 出水時の施設撤去

- ・出水時の撤去に関する計画があり、対応が可能な体制等が明記されているか？

4.3 審査結果の公表

審査結果は、応募書類受付後、約1カ月程度を目安に、候補者として決定した者を対象に通知します。

審査の経過や内容、結果についての問合せには、一切応じません。

審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がいないときは、選定しない場合があります。

4.4 募集・選定に関する留意事項

- (1) 応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとします。
- (2) 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 応募書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

4.5 協議・調整

使用する場所や期間等について、必要があると認めた場合、協議会又は協議会事務局がヒアリング等を実施し、協議・調整を行います。

調整にあたっては、長期間の使用や使用面積の広い事業を行う候補者を、優先的に取り扱います。

4.6 使用契約の締結

候補者は、施設の使用及び運営に関して、本要項及び使用内容に基づく使用契約書を締結します。

5 実施報告書・アンケートの提出について

- ・実証実験実施後は、実施報告書（様式5号）の提出、アンケート調査結果の提出をお願いします。
- ・アンケート調査票は、実証実験実施内容に応じ、事務局から配布します。なお、アンケートは、「施設使用者（事業者）向け」と「来場者向け」の2種類のアンケートを配布します。
- ・実施報告書（様式5号）には収支報告も含まれます。来場者との金銭の授受があった場合については、収支報告の提出をお願いします。ただし、収支報告の内容は公開しません。
- ・なお、実証実験の効果検証を目的として、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(様式1号)

年 月 日

(宛先) 伊豆の国市狩野川利活用調整協議会

住所 (法人、団体にあつては所在地)

氏名 (法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名)

伊豆の国市施設使用参加申請書

伊豆の国市施設使用者募集要項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 占用施設のエリア

3 出店する店舗数

飲食店： 店舗、 売店： 店舗、 その他： 店舗

4 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日 (使用日数 日)

5 提出書類 (各1部)

- ・暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 (様式2号) 及び資料 (役員等一覧表を含む)
- ・施設使用企画提案書 (様式3号)

6 連絡先

担当者氏名 (ふりがな) :

電 話 :

F A X :

E-mail :

(様式2号)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

年 月 日

(宛先) 伊豆の国市狩野川利活用調整協議会

住所

氏名

印

私は、下記の事項について誓約します。

なお、必要な場合には、警察署に照会することについて同意し、当該事項に関する書類の提出を伊豆の国市狩野川利活用調整協議会から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(注) 1 個人の場合は氏名欄の下に生年月日を記載すること。

(注) 2 法人および団体の場合は役員の名義及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

施設使用企画提案書

氏名（団体名称）	
企画概要 ①事業内容 ②出店期間 ③希望する場所	
工作物等配置図	
審査基準への配慮事項	① 地域、事業への理解度及び貢献度 ② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 ③ 利用者への配慮と安全性 ④ 出水時の施設撤去 （緊急時（事故、出水、地震、台風等）の対応方針及びその体制）

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

(様式4号)

使用許可書

第 号 年 月 日		
様		
伊豆の国市狩野川利活用調整協議会		
年 月 日 付けで、申請がありました狩野川の使用を次の通り許可します。		
使用する団体		所属
事業内容		
出店期間		
希望する場所		
使用条件	<p>○実証実験の趣旨に合っていること。また、様式3号の施設使用企画提案書に記載のある内容以外の使用は禁止します。</p> <p>○以下の事項を実施できることを条件とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・「静岡県実施方針」に基づき、利用者及びスタッフの感染症防止対策や、新しい生活様式に沿った利用方法を検討し、実施すること。・市もしくは国が事業を実施する場合は、協力及び使用に関する協議に応じること。・占用施設は使用期間満了、退去時には原状回復を行うこと。・出水時の施設撤去に関する計画があり、出水時の撤去対応が可能なこと。・周辺環境に配慮し、使用区域内にごみや汚れがないよう清掃を心がけること。・騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮すること。・他の自由使用する利用者を妨げないこと。・苦情には適切、かつ、真摯に対応するとともに、その対応内容を協議会に報告すること。・水難事故や使用区域内の交通事故等が発生しないように注意喚起すると共に避難指示を適時・的確に行うこと。・事業運営にあたっては、使用者及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償責任の履行に備え、損害保険、賠償責任保険等の保険に加入すること。また、加入保険証書の写しを協議会に提出すること。・飲食事業を実施する場合、所管保健所に必要な営業許可（臨時営業許可、露店営業許可等）や食中毒対策に関する保険等を申請・取得し、営業許可書の写しを協議会に提出すること。・使用に際して、許可証を掲示すること。・その他、問題等が発生した場合は、協議会との協議に応じ指示に応じること。 <p>○条件に違反した場合には、許可の取消し処分を命ずることがあります。</p>	
緊急時の対応	<p>・大雨や台風などの緊急時には、水位上昇の危険があるため、河川管理者（国土交通省沼津河川国道事務所）、協議会事務局の指示に従い、設置物を川の外に退避させ、避難すること。</p>	

実施報告書

氏名（名称）	
実施概要 ・ 事業内容 ・ 出店期間 ・ 使用エリア 等	
工作物等配置図	
緊急時（出水、地震 台風等）の体制の有 無、実施内容	（有り、無し）
審査基準への配慮 （実施状況、写真）	<p>① 地域、事業への理解度及び貢献度</p> <p>② 周辺環境への配慮、公共空間の適正管理</p> <p>③ 利用者への配慮と安全性</p> <p>④ 出水時の施設撤去</p>
事業実施における課 題	
事業実施の効果	

※ 必要に応じて、別紙や図面等を添付してください。

※ 実証実験実施後、3週間程度を目安に、アンケート調査結果とともに協議会事務局へ提出してください。

実証実験実施対象箇所

伊豆の国市神島地区及び吉田地区（狩野川22.2k～24.6k）

伊豆の国市神島地区及び吉田地区（狩野川 22.2k~24.6k）

■実証実験実施対象エリアの説明

道の駅「伊豆のへそ」に近い場所で、高水敷利用や釣りなどの水辺利用が可能なエリア

■募集プログラム

飲食サービスの提供や物販、体験学習、バーベキュー、川遊びやスポーツ利用等のアクティビティなどを想定

■主な設備の有無

- ・水辺には電源、トイレ、水道は無い。
- ・堤防天端には、トイレ、水道が設置。

